

「インドネシア：投資優遇措置を 23 産業分野に拡大」

～投資優遇政令 2008 年 62 号を施行～

三菱東京ＵＦＪ銀行
国際企画部ＣＩＢグループ

インドネシア政府は10月6日付で、ユドヨノ大統領が「23の特定産業分野」、「特定地域における15の特定産業分野」への投資に対する所得税優遇を規定した政令『2008年第62号（特定のセクター及び特定の地域への資本投資に関する所得税についての政府通達）』に調印、即日施行したと発表した。本政令は政令『2007年1号』の改正政令である。今回の政令「2008年62号」では、対象となる「産業分野」が、これまでの15から「23」に8つ増えた。畜産業、石油精製業等が追加された他、自動車・自動車部品・二輪車部品製造業、TVなどの電気製品製造業、繊維産業、化学産業など広範な分野がカバーされている。詳細については、付録『所得税優遇の対象となる23の特定産業分野』ご参照。また、「特定地域における特定産業分野」についても、これまでの9から「15」へ6つ増えている。

政令『2000年147号』では、統合経済開発地域（KAPET = Kawasan Pengembang Ekonomi Terpadu）で活動する事業者に与えられていた所得税優遇措置を、特定のセクターへ投資をする企業へも対象が拡大されていた。政令『2007年1号』で対象となる産業分野は「食品、繊維、既製服、化学物質、パルプ・紙板、医薬品、ゴム製品、鋼材・鉄鋼製品、エレクトロニクス、および輸送機器用部品など」の雇用の拡大が期待できる、またはパイオニア産業にあたる15産業分野であった。

なお、2007年3月15日、インドネシア財務省は、政令『2007年1号』の施行細則(16/PMK.03/2007)を発表している。詳細は以下の通り。今回の政令『2008年62号』においても同様の優遇が適用される。

【政令『2007年1号』の施行細則(16/PMK.03/2007)】

投資優遇税制措置の詳細について、以下4点の優遇を定めている。

1. 合計投資額の30%相当額について、6年間、毎年5%ずつを課税所得から控除する
2. 固定資産の償却期間の短縮を認める

【固定資産の減価償却についての優遇措置】

			耐用年数		減価償却率(定額法)	
			通常	本件適用後	通常	本件適用後
建物以外	グループ1	木製器具備品、オフィス機器、オートバイ等	4年	2年	25%	50%
	グループ2	金属製器具備品、空調等小規模機械、自動車等	8年	4年	12.5%	25%
	グループ3	鉱業・繊維・化学用等の重機器等	16年	8年	6.25%	12.5%
	グループ4	建設等重機器、機関車、船等	20年	10年	5%	10%
建物	耐久建物	耐久建物	20年	10年	5%	10%
	非耐久建物	非耐久建物	10年	5年	10%	20%

(出所) インドネシア財務省資料より三菱東京ＵＦＪ銀行国際企画部ＣＩＢグループ作成
建物については、定額法のみが認められ、建物以外の資産については定額法あるいは定率法のいずれかを選択する。

3. インドネシア国外への配当支払に対する源泉税率を最高10%とする（ 従来、租税条約による取決めのない国への支払いの源泉税率は20%だった。これが10%に軽減される）

4. 以下の条件を満たした場合、欠損金の繰越期間を最長10年まで認める（ 注：通常は5年）

- (1) 保税地区や工業地区で新規投資が行われた場合 1年延長する
- (2) 5年間、500名以上のインドネシア人を雇用した場合 1年延長する
- (3) 活動地域での経済・社会インフラのための投資支出の合計額が100億ルピア以上の場合
1年延長する
- (4) 5年間に5%以上の効率化投資を行っている場合 1年延長する
- (5) 操業後4年目以降に70%以上の原材料・部品をインドネシア国内で調達している場合
1年延長する

1～4については、国内外からの新規投資と追加投資の両方が対象となる。また、優遇税制の適用を受ける為には、各企業は個別に関係官庁の審査・許可が必要となる。さらに、優遇税制を適用された後に、会社の固定資産を他の目的のために使用してはいけないなどの規制がある。

《参考ホームページ》インドネシア政府ホームページ

<http://www.hukmas.depkeu.go.id/HukmasNews/BeritaPajak030107.htm>

http://www.hukmas.depkeu.go.id/HukmasNews/SPFasPPH_150307.htm

《インドネシア関連レポート》

「AREA Report123 インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号を施行 2007 年 1 月 15 日」

「AREA Report129 インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号『施行細則』発表 2007 年 4 月 3 日」

「AREA Report152 インドネシア投資環境レポート ～パート1：ジャカルタ、スラバヤ、スマラン編 2008 年 2 月 13 日」

「AREA Report164 インドネシア投資環境レポート ～パート2：パタム編 2008 年 5 月 15 日」

本レポートに関するお問い合わせ先

国際企画部 C I B グループ 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京)03-3240-7864

本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。

AREA Report 181 付録

【所得税優遇の対象となる23の特定産業分野】

No.	産業分野	産業分類番号/KBLI ()	産業分野(インドネシア語)
1	畜産業	01211, 01216, 15111	Pengembangan peternakan
2	認可を受けた森林事業	02011, 02012, 02013, 02014, 02015	Usaha Pemanfaatan Hutan Tanaman IUPHHK-HTI (HTI)
3	低品位炭の開発と利用	10102	Penambangan dan Pemanfaatan Batubara Mutu Rendah
4	地熱発電	11102	Pengusahaan Tenaga Panas Bumi
5	牛乳及び乳製品製造	15201	Kelompok Industri Susu dan Makanan dari Susu
6	調味料製造	15497	Kelompok Industri Makanan Lainnya - Industri Bumbu Masak dan Penyedap Masakan
7	繊維、アパレル業	17111, 17112, 17114, 17122, 17123, 18101	Kelompok Industri Tekstil dan Industri pakaian Jadi
8	パルプ、紙、紙箱製造	21011, 21012, 21013, 21014, 21015, 21016	Kelompok Industri Bubur Kertas (Pulp), Kertas dan Kertas Karton
9	石油精製業	23201	Pengilangan Minyak Bumi
10	小型の天然ガス精製所の建設	23202	Pembangunan lilang mini gas bumi (Industri Pemurnian dan Pengolahan Gas Bumi)
11	化学産業(原料生産)	24111, 24114, 24115, 24117, 24119, 24132	Kelompok Industri Bahan Kimia Industri
12	その他化学産業(医薬品、化粧品)	24231, 24242	Kelompok Industri Barang-Barang Kimia Lainnya a. Industri Bahan Farmasi b. Industri Bahan Kosmetik
13	繊維産業	24302	Kelompok Industri Serat Buatan -Industri Serat Stapel Buatan
14	ゴム及びゴム製品製造業	25192	Kelompok Industri Karet dan Barang dari Karet
15	磁器製の研究用製品及び電気機器	26203	Kelompok Industri Barang-Barang dari Porselin -Industri Alat Laboratorium dan Alat Listrik/Teknik dari porselin
16	鉄鋼業	27101, 27102	Kelompok Industri Logam Dasar Besi dan Baja
17	非鉄金属業	27201, 27202, 27203	Kelompok Industri Logam Dasar Bukan Besi
18	機械産業(繊維機械、プラスチック射出成型機)	29111, 29112, 29120, 29221, 29263, 29299	Kelompok Industri Mesin dan Perlengkapannya
19	電気モーター、発電機、変電機製造業	31101, 31102	Kelompok Industri Motor Listrik, Generator, dan Transformator
20	電子通信機器製造業(TV、オーディオ等)	30003, 31502, 32100, 32200, 32300, 33203, 72200	Kelompok Industri Elektronika dan Telematika
21	自動車、自動車部品、二輪車部品製造業等	29221 34100 34300 35912	Kelompok Industri Alat Angkut Darat a. Industri Mesin/Peralatan untuk Pengolahan/Pengerjaan Logam b. Industri kendaraan bermotor roda empat atau lebih(四輪以上の車輪のある車の製造業) c. Industri perlengkapan dan komponen kendaraan bermotor roda empat atau lebih(四輪以上の車輪のある車の部品製造業) d. Industri komponen dan Perlengkapan Sepeda Motor dan sejenisnya(二輪用部品製造業) - Engine dan Engine Part(エンジン及びその部品) - Die casting component, Brake system(鋳造部品、ブレーキ) - Transmission system(トランスミッション)
22	造船業	35111, 35112	Kelompok Industri Pembuatan dan Perbaikan kapal dan Perahu
23	非鉄金属原料製造業	27201	Industri Pembuatan Logam Dasar Bukan Besi

(出所)インドネシア財務省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

KBLI=インドネシア標準産業分類。Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia.

No.が太字、下線付きになっている部分が今回追加された産業分野。